

○大学院共通科目（博士課程前期科目）の履修に係る特例

令和3年3月4日

教育本部全学教育統括部統括会議長決裁

1 趣旨

大学院共通科目のうち博士課程前期科目について、社会人学生及び通学が困難である学生に対し、履修機会を与えるため、オンデマンドによる授業を実施する。

2 対象学生

次の条件のいずれかに該当する修士課程、博士課程前期及び専門職学位課程の学生に限り、オンデマンドによる履修を認める。

- (1) 当該タームにおいて、東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス以外で主たる研究を行っている者
- (2) 社会人学生であるもの
- (3) 育児等家庭の事情により、当該ターム中の通学が困難な者
- (4) 負傷又は疾病により、当該ターム中の通学が困難な者
- (5) 所属する学位プログラムのカリキュラム編成上の理由で、修業年限内の履修が困難な者(当該プログラムの長が認めた場合に限る。)

3 対象科目

対象科目については、当該学期の履修登録期間前に提示する。

4 履修登録の受付期間

履修登録の受付期間は、当該タームの履修登録及び履修確認・修正期間とする。

5 手続方法

- (1) 特例による対応を希望する学生は、上記4の期間に「履修登録理由書」及び上記2に該当することが客観的に分かる資料を指導教員にメールで提出する。指導教員は内容を確認し、申請を承認する場合は所見、氏名を入力し、教育推進グループ(教養教育担当)へメールで提出する。
- (2) 教育本部全学教育統括部企画運営会議長は、「履修登録理由書」及び資料の内容を確認の上、履修の可否を判断する。
- (3) 教育推進グループ(教養教育担当)は、(2)の判断に基づき、当該科目に係る履修登録を行う。

6 報告

この特例による対応を行った場合は、教育推進グループ(教養教育担当)から授業担当教員へ報告する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大学院共通科目の履修に係る特例(令和元年9月27日教育本部全学教育統括部統括会

議長決裁)は、廃止する。